

鋼船規則 B 編, O 編及び関連検査要領における改正点の解説 (IP コードに関する日本籍船舶要件及び検査要件)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編, O 編及び関連検査要領中, IP コードの日本籍船舶要件及び検査要件に関する事項について, その内容を解説する。なお, 本改正は, 2025 年 6 月 20 日から適用されている。

2. 改正の背景

IMO は, 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶に対する要件を規定する IP コードを制定しており, 本会は同コードを既に本会規則に取り入れている。

この度, 国土交通省より IP コードを国内法に取り入れた省令改正及び船舶検査心得の改正がそれぞれ国海安第 43 号及び国海安第 44 号として, 2024 年 6 月 28 日に発行された。当該省令改正及び船舶検査心得の改正では, IP コードに関する日本籍船舶の要件及び IP コードに係る検査の要件も規定されている。

一方, 本会規則においては IP コードが適用となる内航船又は総トン数 500 トン未満の船舶は主管庁が適当と認める対策をすることと規定しており, 具体的な要件は規定しておらず, また, 検査の要件についても特段規定していないのが現状であった。

このため, 国海安第 43 号及び国海安第 44 号に基づき, IP コードが適用となる日本籍船舶の要件及び検査要件を規定すべく, 関連規定を改めた。

また, 国海安第 43 号及び国海安第 44 号を参考に, 外国籍船舶について, 検査要件を規定すべく, 関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) IP コードに係る検査の要件の改正

日本籍船舶用規則については, 国内法に基づき, 鋼船規則 B 編 15 章「作業船に関する検査」において人員移動設備に関する検査要件及び IP に関する要件を規定した。また, 外国籍船舶用規則については, 国内法を参考に, 人員移動設備に関する検査要件を規定した。IP コード特有の検査の要件を表にまとめると, 表 1 の通りとなる。

(a) 人員移動設備に関する検査要件 (日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

鋼船規則 B 編 15.2.2.-1.(5)に承認用提出図面として, 人員移動設備を備える船舶にあっては, 次の図面が必要である旨, 規定した。

- ・人員移動設備の構造図及び配置図
- ・オペレーションマニュアル
- ・保守管理マニュアル

鋼船規則 B 編 15.2.5(4)に船上に保持すべき図面として, 人員移動設備を備える船舶にあっては, 次の図面が必要である旨, 規定した。

- ・人員移動設備の構造図及び配置図
- ・オペレーションマニュアル
- ・保守管理マニュアル
- ・人員移動設備保守記録書

鋼船規則 B 編 15.3.2-5, 15.4.2-4 及び 15.5.2-5 において, 年次検査, 中間検査及び定期検査では, 人員移動設備保守記録書が更新されていることを確認する旨, 規定した。なお, 鋼船規則 B 編 15.3.2-2.(1)には, 作業用機器及びその支持構造について現状検査を行う旨規定されて

おり、人員移動設備についても年次検査で現状検査（外観検査）を行う必要がある。

(b) IP に関する検査要件（日本籍船舶用のみ）

鋼船規則 B 編 15.2.5(5)に船上に保持すべき図面として、鋼船規則 O 編 1.1.1-5.及び-6.の適用を受ける船舶（IP コード又は IP コードに準ずる特別な考慮の適用を受ける船舶）にあっては、次の図面が必要である旨、規定した。

- ・ O 編附属書 1.1.1-5.中 An3.1.1 に規定する IP の要件を満たしていることを確認するための手順書
- ・ 上記手順書に従って船長が IP に乗船許可を付与した記録書

鋼船規則 B 編 15.3.2, 15.4.2 及び 15.5.2 において、年次検査、中間検査及び定期検査では、上記記録書が更新されていることを確認する旨、規定した。

表 1 IP コード特有の検査要件

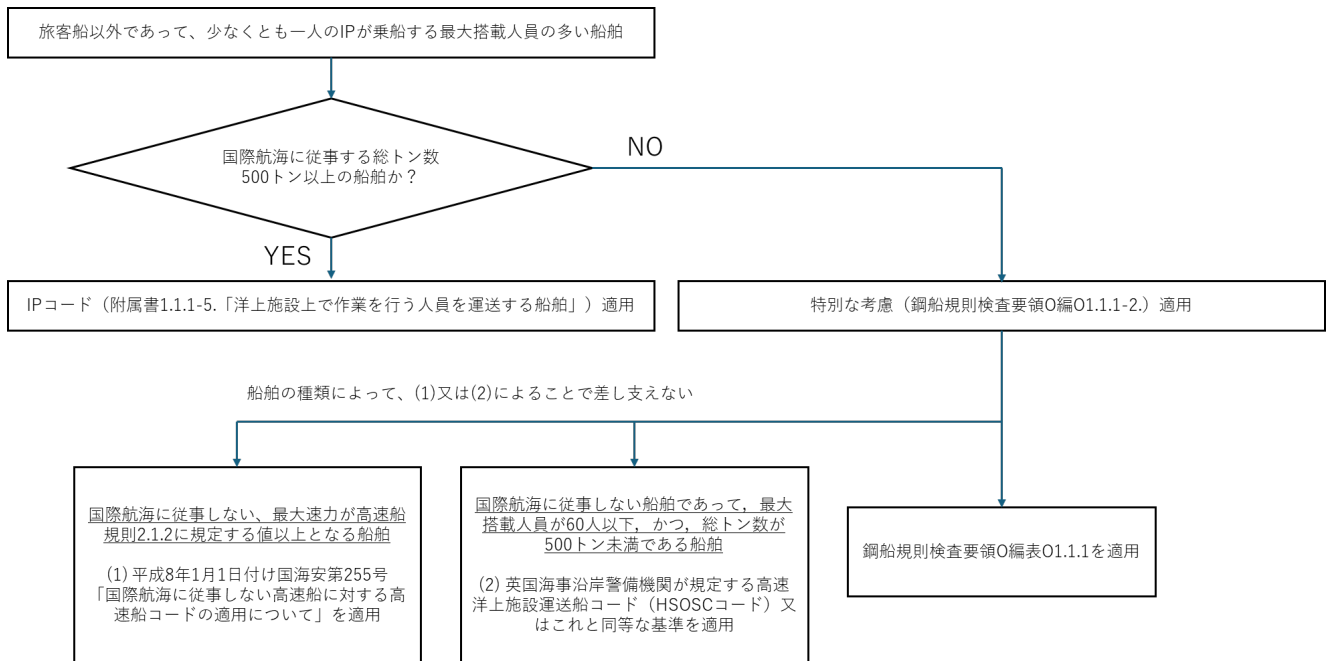
承認用提出 図面	人員移動設備に関する要件	✓ 構造図及び配置図 ✓ オペレーションマニュアル ✓ 保守管理マニュアル
船上に保持 すべき図面	人員移動設備に関する要件	✓ 構造図及び配置図 ✓ オペレーションマニュアル ✓ 保守管理マニュアル ✓ 保守記録書
	IP に関する要件 （日本籍船舶用のみ）	✓ IP の要件を満たしていることを確認するための手順書 ✓ 手順書にしたがって船長が IP に乗船許可を付与した記録書
年次検査、 中間検査、 定期検査で の確認事項	人員移動設備に関する要件	✓ 人員移動設備保守記録書が更新されていることを確認する。
	IP に関する要件 （日本籍船舶用のみ）	✓ 手順書にしたがって船長が IP に乗船許可を付与した記録書が更新されていることを確認する。

(2) IP コードの日本籍船舶要件の改正（日本籍船舶用のみ）

IP コードは国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶が適用の対象となる。一方、国際航海に従事しない船舶又は総トン数が 500 トン未満の船舶に対しても、旗国主管庁の判断によって IP コードを適用することが推奨されている。そこで、当該船舶に対しては、主管庁が適当と認める対策（例えば、IP コードの準用、SPS コードの準用又は最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応）を講じることと鋼船規則検査要領 O 編 O1.1.1-2.に規定していた。この度、国海安第 43 号及び国海安第 44 号により国際航海に従事しない船舶又は総トン数が 500 トン未満の船舶に対する IP コードの適用が明確になったため、当該要件を鋼船規則検査要領 O 編 O1.1.1-2 に取り入れた。日本籍船舶において、少なくとも 1 人の IP が乗船する最大搭載人員の多い船舶に対する、IP コードに関する適用をフローチャートにまとめると図 1 の通りとなる。

国内法において IP コード上旅客船と同等の規定を準用する場合は、内航旅客船の航行区域に応じた規定を準用することと規定されている、よって、表 O1.1.1 において、旅客船と同等の規定を準用する場合は、国際航海に従事しない旅客船として国内法の各規則を適用することと記載した。なお、貨物船の要件を規定する場合は、国際航海に従事しない貨物船に関する鋼船規則の関連規定を適用することと記載した。また、国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶については、表 O1.1.1 中、「国際航海に従事しない貨物船」及び「国際航海に従事しない旅客船」をそれぞれ「国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の貨物船」及び「国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の旅客船」と読み替える必要がある。

図1 IPコードに関する適用のフローチャート（日本籍船舶用）



(3) 船級符号”Industrial Personnel”（略号：IP）に関する改正

総トン数又は国際航海に従事するか否かにかかわらず附属書 1.1.1-5.「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」に適合する船舶又は鋼船規則検査要領 O1.1.1-2 に規定する特別な考慮に適合する船舶については船級符号 Industrial Personnel”（略号：IP）を付記するように改正した。